

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年7月8日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇（以下「当該団体」という。）（総代選挙）に伴う経緯経過報告（平成31年4月から現在まで）」（以下「本件公文書」という。）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年7月22日、実施機関は、本件請求に係る公文書については「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年7月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和2年9月3日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類を隠す行為を確認した為、あるべき書類選挙規定とか、改良区と協議及び提出された書類を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりで

ある。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書は、令和元年度の当該団体の総代選挙に関する経緯経過の報告書類であると推測した。

このため、南部総合県民局農林水産部阿南庁舎に確認したところ、令和元年7月22日までに、当該団体から令和元年度の当該団体の総代選挙に関する経緯経過の報告がなかったため、文書は保有しておらず、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年9月3日	諮問
令和6年12月19日 第2部会（第18回）	審議
令和7年1月27日 第2部会（第19回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定し、本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、あるべき書類選挙規定とか、改良区と協議及び提出された書類があると主張しており、公文書の特定については、争いはないが、特定した公文書の不足を主張していると認められることから、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

土地改良法施行細則（昭和58年徳島県規則第14号）第5条において、土地改良区は、総代が就任したときは、選挙録の謄本を添付して、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないと規定されている。

当審査会の事務局職員をして実施機関に対し、当該団体の選挙実施日および総代就任届の日付を確認させたところ、令和元年度において行われた総代選挙の選挙実施日は令和元年〇月〇日であり、当該選挙にかかる総代就任届は同年〇月〇日に提出がなされたとのことである。つまり公開請求がなされた時点において、実施機関が当該公文書を保有していないことは明らかである。

以上を踏まえると、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明

に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	